

立川市猫の飼育・管理に関する ガイドライン

～誰もが快適に暮らせるまちを目指して～

令和7年4月

目 次

【定義】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【猫の本能・習性】・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【ガイドラインの目的・考え方】・・・・・・・・ 4

【心構え】

飼い猫に関する心構え(飼い主の心構え)・・・・ 6

地域猫活動をする際の心構え・・・・・・・・・・ 8

【巻末資料】

動物の愛護及び管理に関する法律・・・・・・・・ 1 1

東京都動物の愛護及び管理に関する条例・・・・ 1 2

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準・・・・ 1 4

立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン

～誰もが快適に暮らせるまちを目指して～

【定義】 ～このガイドラインで使用する言葉の定義づけをします～

1 人間との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

（１）飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫をいう。

（２）飼い主のいない猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。

（３）地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域に住む人たちに適正に管理されている猫をいう。

2 地域猫活動について

地域猫活動とは、地域に住み着く飼い主のいない猫をその地域に住む人などが、地域の合意の下に、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適正に管理していく活動のこと。

地域住民（ボランティアを含む）、自治会などの地域、行政が協働して取り組む活動です。

【猫の本能・習性】

（１）繁殖

- ・メスは生後 7,8 ヶ月程度で繁殖能力を備えます。年に 2～3 回妊娠し、1 回に 4～6 匹出産します。
- ・オスは生後 7,8 ヶ月程度で発情するようになり、メスの発情に誘われて発情します。

（２）夜行性

- ・活動は夜間活発になります。昼間は寝ていることが多いようです。

(3) 鳴き声

- ・コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

(4) 爪とぎ

- ・気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られる本能的な習性です。

(5) マーキング

- ・擦り付けや尿スプレーなど臭いによるコミュニケーション方法です。特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

(6) トイレ

- ・やわらかい土、砂地を好む傾向があります。ただし、市に寄せられる情報の中では、アスファルトの上でも糞をすることがあるようです。

(7) その他

- ・気まぐれ、気まま、自尊心が強いという性質があるため、飼い主の言いなりになりにくいものです。繊細で急な環境の変化を嫌います。

【ガイドラインの目的・考え方】

私たちの周りには「猫は室内で飼うことができない」「外に出してあげないと可哀想」という誤解から、飼い猫を外に自由に出している飼い主の方がいます。また、無責任な飼い主が飼育を放棄した結果、捨てられた猫が繁殖を繰り返し、飼い主のいない猫がまちで増えています。

その結果、猫の糞尿、車やその他の器物損壊、ごみあさりや夜鳴きによる生活環境の悪化など周辺地域への影響が出ています。さらに、動物に対する人々の考え方の違いから、動物虐待事件や人間同士のトラブルまで発生しています。

このガイドラインの目的は、猫の飼育・管理の正しい方法を普及し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めることです。猫が苦手な人への配慮と正しい猫の飼い方をする事で、また飼い主のいない猫を減らすことで、猫に関連する諸問題を解消し、暮らしやすい地域社会をつくるための心構えを明記しています。

その心構えの根底にある考え方は以下のとおりです。

(1) 猫も命あるものである。つまり、今ある生は尊重する。

- 生まれた以上、その生を全うする権利は人間だけでなく猫にもあります。猫をむやみに処分したり、処分目的で捕獲したりすることはできません。

(2) 猫を飼う場合は、終生飼育を前提とし、完全室内飼いを目指す。

→猫を飼うことは家族が増えることと同じです。生き物ですからその習性に従って行動し、生活します。単に可愛いから、というだけで世話をしていける生き物ではありません。猫を飼う人はそのことをよく認識してください。また、家族である猫を守るため、猫が苦手な方や猫アレルギーの方への配慮として、完全室内飼いを目指してください。

(3) 飼い主のいない猫を、最終的にはゼロにする。

→猫の糞尿などでお困りの方、今現在飼い主のいない猫対策に取り組んでいる方、そして行政の願いは共通しているのではないのでしょうか？ それは、飼い主のいない猫をゼロにし、この猫に起因する諸問題を解決したいということです。

(4) 明らかに地域の生活環境の悪化につながることは絶対にしない。

→生活環境の悪化につながるのは、猫の糞尿、夜鳴きだけではありません。飼い主のいない猫へのエサの与えすぎや食べ残したエサの放置、猫を捨てる行為も、まさに飼い主のいない猫が増える原因となり、結果的に生活環境の悪化につながります。

(5) 市全体で猫の問題について考え、取り組む。

→特に飼い主のいない猫の問題は多くの地域に影響を与えます。また、地域には猫が好きな人だけでなく、猫が苦手な人もいます。地域猫活動は人間と猫が快適に暮らせるまちをつくるための活動です。市民、自治会や市などが一緒になって飼い主のいない猫の問題を考え話し合しましょう。

→地域猫活動の効果として、以下のことが挙げられます。

① 繁殖制限により・・・

- ・猫の出産がなくなり、飼い主のいない猫が減少します。
- ・発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。
- ・尿の臭いがうすくなります。

② エサやりのルールを決めることで・・・

- ・エサの散乱が改善され、生活環境の悪化が防げます。

③ 猫用トイレを設置すると・・・

- ・糞尿の被害が少なくなります。

④ その他

- ・苦情が減り、住民トラブルを防ぐことができます。
- ・活動をきっかけとし、地域のコミュニケーションが活発になります。

【心構え】

1 飼い猫に関する心構え（飼い主の心構え）

（１）法令などの遵守

飼い主は以下の法令、規則などを必ず守りましょう。

① 動物の愛護及び管理に関する法律

（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

- ・ 動物の所有者又は占有者の責務等（第 7 条）
- ・ 愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第 4 4 条）

② 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

（昭和 54 年 10 月 27 日条例 81 号）

- ・ 動物の飼い主の責務（第 5 条及び第 6 条）
- ・ 動物飼養の遵守事項（第 7 条）
- ・ 猫の所有者の遵守事項（第 8 条）
- ・ 犬又は猫の引取り（第 2 1 条）

③ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）

- ・ 終生飼育・飼養など（第 1 一般原則）
- ・ 生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限（第 3 共通基準）
- ・ ねこの飼養及び保管に関する基準（第 5）

④ その他地域や飼い主の住居で定められた規則など

※法令の条文については、巻末資料をご覧ください。

（２）完全屋内飼育

- ① 飼い猫は、環境を整えれば屋内だけで充分飼育ができます。【猫の本能・習性】の（７）でも触れたように、猫は急な環境の変化を嫌うのであって、小さい頃から屋内で生活していれば室内でストレスを感じることはありません。

※ 人から譲り受けた猫、飼い主のいない猫を飼い猫にする場合は、屋内飼育が難しい場合もあります。しかし、飼い主として家族を守り、地域からも愛される猫であるよう、屋内飼育に向けて努力を続けましょう。

- ② 交通事故や失踪、感染症から猫を守るために、また近隣に住む猫が苦手な方への配慮としても屋内飼育を実践しましょう。

（３）繁殖制限

飼い主が繁殖を望む場合を除き、不妊去勢手術をしましょう。予期せぬ猫の繁殖を防ぐことができます。

(4) 身元表示

首輪や名札などに必ず飼い主の身元を表示し、迷い猫をなくしましょう。身元表示に関する注意点は、猫の名前ではなく飼い主の名前と連絡先を明記することです。

(5) 終生飼育（捨てない）

- ① 猫を飼うことは、家族が増えることと同じです。家族の面倒を最期までみるのは飼い主の当然の責任ではないでしょうか？

※動物の愛護及び管理に関する法律第7条

(6) 災害発生時

立川市地域防災計画では、災害時における飼育動物は飼い主の責任の下に飼育・管理をすることがうたわれています。災害が起きたとき、家族である飼い猫と安全に避難できるように日頃から準備しておきましょう。

避難所での飼育動物対策の方針 ～立川市地域防災計画より抜粋～

- 避難所の飼育動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 飼育場所は居住スペースとし、飼い主へ通知・徹底する。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、避難所運営組織が定めた飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。

(7) その他

- ① 猫の習性、本能などを十分理解し、愛情を持って適切に飼育して下さい。
- ② 猫が苦手な方、猫アレルギーがある方など、地域には猫を快く思えない方がいることを理解しましょう。
- ③ 猫に関する苦情は近隣トラブルの原因となる場合があります。苦情に対しては自分の言い分ばかり主張せず、冷静に苦情者との折り合いがつく対処を考えましょう。
- ④ 猫が死亡した場合は、適切に扱しましょう。市のごみ対策課では引取りを行っています。詳細については、ごみ対策課収集係（Tel531-5517）までお問い合わせ下さい。
 - ・ 飼い猫・・・有料
 - ・ 飼い主のいない猫・・・無料

2 地域猫活動をする際の心構え

(1) 活動主体

① 地域に住む人、ボランティア

- ・地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄であれば話もスムーズに進むのではないのでしょうか？

※他の地域に住む人が実践者となることを否定するものではありません。

- ・地域猫活動に取り組む方は、できるだけグループなど集団で行ってください。
- ・集団の中では、役割分担をしてください。

→エサの係、糞やごみの始末の係、
(不妊去勢手術のための)猫の捕獲係

② 自治会など地域

- ・地域猫活動の実践者が行う募金活動やバザーへの協力、エサ場の提供など、地域猫活動の支援。
- ・地域住民に対する地域猫活動の周知啓発。

③ 市

- ・『立川市地域猫活動団体補助金交付要綱』に基づき活動資金の助成、住民や関係者の理解を得るための連絡調整、ボランティアと連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、苦情対応、適正飼育の指導など。

(2) 地域の合意

- ・【考え方】の(4)でも触れたように、地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意の下に活動に取り組んでください。地域猫活動自体は飼い主のいない猫の問題解決に有効な活動ですが、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。
- ・地域で話し合いを行う際は、地域猫活動を実際に行うだけでなく、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方も含めてください。

(3) 対象となる猫の把握

- ・地域猫活動をする際は、地域で管理する猫(地域猫)の個体、数を把握しましょう。写真を撮るなどすると、把握しやすくなります。
- ・地域全体で猫の個体把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づけ、繁殖制限を受けていない猫への対処が早くなります。
- ・個体把握により、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

(4) エサやり

- ① エサは与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えましょう。また、食べ残しはすぐに片付けてください。

- ・猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。

必要以上のエサや置きエサは、他の地域から猫が流入する原因となります。

- ・置きエサは周辺を汚し、地域の環境悪化につながります。

- ・水も一緒に与えてください。

- ・活動者以外にエサを与える人がいる場合は、

『ここに来る猫には、〇〇（グループ名など）によって適切な量のエサが与えられています。猫の健康維持のため、また環境悪化を防ぐため無断でエサをあげたり、置きエサをしたりしないでください。』

などと掲示をしましょう。

- ② エサを与える場所は、猫の数や習性に応じて分散させてください。

- ・1ヶ所に多くの猫が集まってしまうと、猫が苦手な方にとってそこは近寄れない場所となってしまいます。その地域に住む人の状況、集まってくる猫の特徴をつかみ、必要に応じてエサ場を複数設定しましょう。

(5) 猫用トイレの設置、清掃

- ① エサ場周辺で、地域の理解が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置し、猫がそこで排泄をするようしむけましょう。

- ・トイレの大きさにもよりますが、「猫の数+1」ヶ所のトイレが必要といわれています。

- ・砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。

- ・猫が好むトイレの材質（土、砂など）は、猫によって異なります。糞を排泄されている場所の材質を把握し、猫用トイレに活用しましょう。

- ② 地域の環境美化のため、エサの食べ残しや糞は速やかに始末するよう心がけてください。

- ・糞については、猫用トイレ以外に排泄されたものも、エサやりの結果として始末を心がけましょう。

- ・他人の土地に排泄された糞についても、活動者に連絡があった場合は、快く始末しましょう。これにより、周辺住民との良好な関係を築けるよう努めましょう。

- ・猫はきれい好きな生き物です。トイレは常に清潔を保つことを心がけましょう。

- ・繰り返しになりますが、置きエサは流入猫、地域の環境悪化につながるため絶対にやめましょう。

(6) 繁殖制限

必ず、不妊去勢手術を行ってください。地域猫活動に不可欠のルールです。

- 地域猫活動は飼い主のいない猫を将来的にゼロにする活動です。繁殖制限により飼い主のいない猫が増えることを防ぎましょう。
- 繁殖制限により、発情期のケンカや鳴き声がなくなります。また、尿の臭いが薄くなります。

(7) その他

- ① 活動する際は、地域に対する窓口となる人（代表者など）を決め、地域住民が活動者に連絡を取れるようにしてください。
- ② 活動地域における捨て猫を防止するため、地域住民でパトロールを行いましょう。
 - パトロールは時間と曜日を変えながら、変則的に行いましょう。
 - パトロールができない場合でも、地域全体で捨て猫を許さない環境をつくるよう心がけましょう。
- ③ 庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐためにジュウタンを裏返しにしたものや爪とぎ板になるものを用意してください。
 - 被害を受ける場所や猫が集まる場所など、猫に合わせて置く場所を選びましょう。
- ④ 地域への影響を考え、必要に応じて地域猫の健康管理や病気の予防などを行ってください。また、猫が死亡した場合は、適切に取り扱いましょう。
- ⑤ 可能な限り、地域猫が最終的には飼い猫になるよう、引き取り手探しに努めてください。
- ⑥ 猫が侵入しては困る場所については、猫の侵入防止などの対策を講じてください（超音波機器、忌避剤の使用など）。

(平成 21 年 7 月 6 日から施行)

巻 末 資 料

① 動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)

(最終改正 令和元年6月 19 日法律第 39 号)

一部抜粋

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

(昭和 54 年 10 月 27 日条例第 81 号)

(最終改正 令和2年6月17日条例第72号)

一部抜粋

(飼い主の責務)

第五条 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物（犬及び猫を除く。）の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第六条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

(動物飼養の遵守事項)

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら搜索し、收容すること。

(猫の所有者の遵守事項)

第八条 猫の所有者は、法第三十七条第一項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ ここでいう「法第三十七条第一項」とは、動物の愛護及び管理に関する法律の以下の条文です。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

(犬又は猫の引取り)

第二十一条 知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 知事は、前項の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

3 知事は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

③ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

(平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)

(最終改正 平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号)

一部抜粋

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第 3 共通基準

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないように適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

第5 ネコの飼養及び保管に関する基準

- 1 ネコの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ネコの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ネコの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ネコの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ネコの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ネコの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ネコの所有者は、やむを得ずネコを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ネコを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ネコの所有者は、子ネコの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。



立 川 市

作	成	立川市環境資源循環部環境政策課
住	所	〒190-8666 立川市泉町 1156-9
電	話	042-523-2111 内線 2243・2244
E - mail		kankyouseisaku@city.tachikawa.lg.jp